

特定行為に係る看護師の研修に ご理解、ご協力をお願いいたします。

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

- 看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。
- 実習中は、特に指導医の監督のもと、安全に実施できるよう指導体制・管理体制を整えています。
- 医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができますので、遠慮なく主治医または看護師に伝えください。
患者さんが拒否されても何ら不利益を被ることはありませんのでご安心ください。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用下さい。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族の皆様からの、治療や入院生活・医療安全などさまざまご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用下さい。

相談日及び相談時間

■月曜日～金曜日 8:30～17:00
(祝日は除く)

■場所 1F患者相談窓口
■窓口責任者 葉石 亜紀子